

個人情報保護審査諮問書

北広行管第 50 号
令和4年5月24日

北広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 山下 竜 一 様

北広島市長 上野 正 三 印



北広島市個人情報保護条例の規定により、個人情報取扱いに関する事項について次のとおり諮問します。

個人情報取扱事務の名称	コンビニ交付システムに提供する各種証明書のデータ
諮問事項の区分	<input type="checkbox"/> 本人以外のものからの個人情報の収集(条例第7条第2項第8号) <input type="checkbox"/> 思想・信条等に関する個人情報の収集(条例第7条第3項ただし書) <input type="checkbox"/> 目的外利用及び提供の可否(条例第8条第6号) <input checked="" type="checkbox"/> オンライン結合による提供の適用除外(条例第9条第2項) <input type="checkbox"/> オンライン結合による不適正利用に対する措置に関する事項(条例第9条第3項) <input type="checkbox"/> その他個人情報保護制度に係る重要な事項
諮問事項の具体的な内容	<p>本市では、現在各種証明書は庁舎窓口及び各出張所等でのみ発行している状況ですが、マイナンバーカードの普及率が4割近くまで増加していることや、窓口で証明書を発行する人が集まって密になることを避けるといった理由から、新たな証明書交付の手段としてコンビニでの証明書交付を令和5年4月より行うべく、今年度準備を進めているところです。</p> <p>このコンビニ交付システムの利用に当たっては、各証明書のデータの複製を作成し、定期的に市の住基システムと連携すること、戸籍の証明書についてはコンビニで証明書の交付申請があるたびに個人情報を含む各証明書のデータがインターネットを介してコンビニまで送られることから、個人情報保護条例第9条に定義する「オンライン結合」に当たります。</p>
理由	オンライン結合を行うコンビニ交付を実施するためには、個人情報保護条例第9条第2項に基づき、北広島市個人情報保護審査会の意見を聞くこととなっていることから、ご意見をいただきたく、諮問するものです。
担当部課等	総務部 行政管理課(内線3503)